岐 医 発 第 2118 号
令 和 2 年 12 月 14 日

関 係 各 位

岐阜県医師会
会長 河 合 直 樹

岐阜県医師会主治医（介護保険法・障害者総合支援法）研修会【動画研修】の開催について（ご案内）

見出しの研修会を下記の通り開催いたします。
つきましては、下記をご確認の上、受講をご希望の場合、研修会サイトもしくは裏面よりお申込み下さいますようお願いいたします。《 締切 1 月 22 日（金） 》
※本研修会は令和 2 年 12 月 27 日（日）開催の研修会の内容を録画した、動画視聴による研修になります。

記

1．目 的
(1)要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載が適切に行われるよう、主治医を対象に要介護認定等の仕組み、主治医意見書の記載方法等について周知徹底を図ると共に、介護保険関係者と主治医の情報交換を行うことにより、要介護認定実施体制の充実を図る。
(2)障害者総合支援法に係る介護給付費支給決定プロセス、障害支援区分に関する基本的考え方、審査方法の概要、医師意見書作成の意義と記載方法の浸透を図る。

2．研修動画掲載期間および受講修了証書交付申請期間 期間限定
令和 3 年 2 月 1 日（月）～令和 3 年 2 月 14 日（日）

3．申込方法：原則、下記(1)の方法でお申込みください。(1)が難しい場合(2)でお申込みください。
(1)研修会サイト（下記４）からの申込
(2)ＦＡＸによる申込：裏面の申込書に必要事項を記載の上、FAX(058-271-1651)してください。

4．研修会サイト（研修申込および動画研修サイト）
岐阜県医師会ＨＰ→はやぶさネット→はやぶさネット研修会サイト→「主治医研修会【動画研修】」
URL：https://hayabusa.gifu.med.or.jp/kenshu/training/training0000292/
※こちらからご覧いただけます→

5．研修の流れ
(1)受講を希望される方は上記３のどちらかの方法でお申込みをしてください。
(2)本会から申込者にテキスト等を郵送いたします。
(3)申込者は、期間内に上記４の研修会サイトで動画研修を受講してください。
(4)期間内に全ての動画研修を受講し、研修会サイトで受講修了証書交付申請をしてください。
(5)本会は、受講修了証書交付申請をされた方に受講修了証を郵送いたします。
※受講をされても期間内に受講修了証書交付申請をされないと修了証の交付はされませんのでご留意ください。また、本研修会では日医生涯教育の単位付与はありません。

受講申込書は裏面にございます

担当者	岐阜県医師会事務局 岡田
TEL 058-274-1111	FAX 058-271-1651

ＦＡＸ：０５８－２７１－１６５１

岐阜県医師会事務局　宛

岐阜県医師会主治医(介護保険法・障害者総合支援法)研修会
【動画研修】受講申込書

＜研修動画掲載期間＞

令和 3 年 2 月 1 日（月）～令和 3 年 2 月 14 日（日）

ご　所　属 ＝ .....

氏　　名 ＝ .....

職　　種 ＝ .....

〒　　－

所　在　地 ＝ .....

電 話 番 号 ＝ .....

メールアドレス ＝ .....

※お申込受付後、上記記載の医療機関所在地にテキスト等をお送りいたしますので
　必ず郵便番号や番地等まで正確にご記入ください。
※研修会サイトからのお申込みいただいた場合、ＦＡＸでのお申込みは不要です。
※メールアドレスは任意の記載ですが、記載いただいた場合、動画掲載のお知らせを
　メールいたします。